



ESSENCE
OF
JAPAN
MASTERY
COLLECTION



SHOWFIELDS



TAKUMI NEXT

Showfieldsにおけるデジタルマーケティング事業 in NY 募集事項

2024年1月～3月

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

Showfieldsにおけるデジタルマーケティング事業 in NY

- 募集要項目次



ESSENCE
OF
JAPAN
MASTERY
COLLECTION

- | | | | |
|---|------------|----|---------------|
| 1 | 事業概要 | 6 | お申込み資格 |
| 2 | 会場について | 7 | ご参加にあたっての留意事項 |
| 3 | 展示スペースについて | 8 | 審査基準 |
| 4 | 支援メニュー | 9 | お申込み方法 |
| 5 | スケジュール | 10 | 参加要綱 |



米国ニューヨーク中心部に位置する体験型ショッパ Showfieldsにおいて、製品の試験販売（委託販売方式）を行い、販売データおよびAIカメラ・デジタルタグを活用した現地消費者の行動データの収集等によるデジタルマーケティングを実施。また、現地バイヤーとのビジネスマッチング促進やSNSでのオンラインプロモーション等のデジタルマーケティングを実施します。

※本事業はTAKUMI NEXT2023（※今年度の募集は終了）の一環として実施するものになりますが、TAKUMI NEXT2023不採択企業もお申込み可能です。（参照：[TAKUMI NEXT2023募集ページ](#)）

事業概要

1. 名称： Showfieldsにおけるデジタルマーケティング事業 in NY
2. 会期： 2024年1月～2024年3月 ※予定
3. 会場： Showfields Williamsburg店舗内（Brooklyn）
4. 主催： ジェトロ TAKUMI NEXT 事務局、ジェトロ ニューヨーク事務所

募集対象

Japan Street登録企業のうち、TAKUMI NEXT 2023事業が対象とする品目（メイドインジャパン製品であり、デザイン性の高いプロダクト製品（工芸品、日用品、文具、ホームウェア、アクセサリ、テーブルウェア、キッチン用品、ファッション衣類・小物等。食品は除く。[TAKUMI NEXT2023募集要項](#)参照）を生産・販売し、参加を希望する企業。審査を実施し、参加企業を決定します。

定員

45社程度

参加料

無料 ※

※ 次ページ以降に記載のサービス（支援メニュー）以外にかかる経費（資料作成に係る翻訳費、**商品の各社⇔日本国内指定場所の輸送費、規程の数量が売り切れた際の追加発送にかかる各社⇔Showfieldsの輸送費**

※ 2回目以降の商談にかかる通訳費や通信費などは参加企業ご自身で負担いただきます。

2 会場について

Showfieldsとは？

NY発のRaaS（Retail as Service：小売りのサービス化）スタートアップ>Showfieldsが展開する、体験型ストア。「世界で最も面白いお店」をコンセプトに注目を集め、顧客の体験価値を最大化する場として、D2Cブランドを中心に消費者とのリアルでの接点を提供。実店舗の運営に必要なブースデザイン、接客システム、POSシステム等に加えて、SNSでのデジタルプロモーションやAIカメラ等を活用したデータをフィードバックし、リアルとデジタルの最適な組み合わせをブランドに提供する。[双日](#)など日系企業も出資し、日本を含め世界中の主要都市への拡大を企図している。



WWD The New York Times Forbes
VOGUE BUSINESS HYPERALLERGIC



Williamsburg店舗について

2018年末にニューヨーク・Noho地区に1号店、2020年秋にマイアミに2号店を開業し、Williamsburg店舗は2022年秋に開業した3店舗目となる。店舗が位置するブルックリン地区はアーティストなども多く住むトレンド発信地であり、バケーション期間は近隣の公園やマーケットが多くの住民・観光客でにぎわう。

トラフィック：10,000～15,000人/月
客層：20代前半～30代前半が中心



Images by Showfields



ESSENCE
OF
JAPAN
MASTERY
COLLECTION

3 展示スペースについて

設置エリアイメージ



◀ Courtyard
日用品、文具、寝具等



▲ Living Room
日用品、文具、ホームウェア等



◀ Dining Room
テーブルウェア、キッチンウェア等

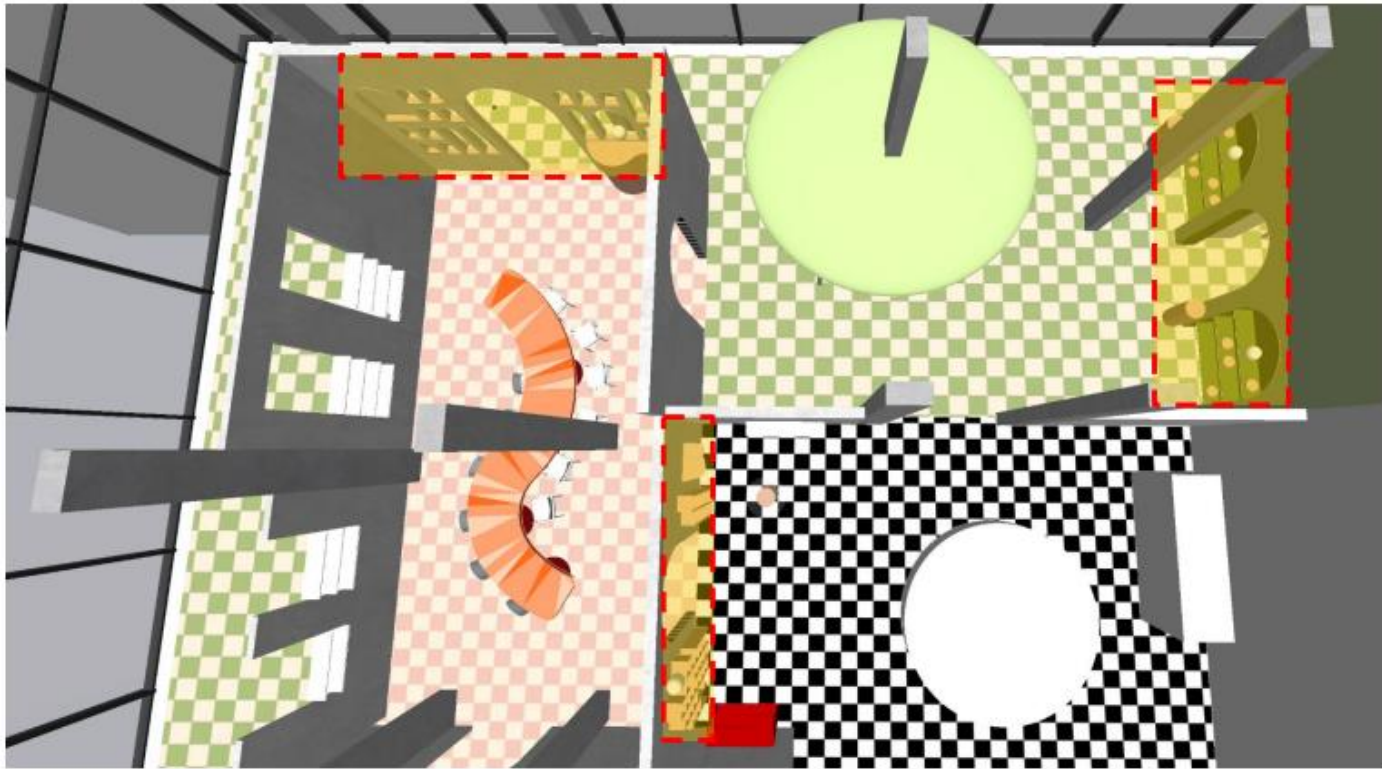
※ 今後変更の可能性があります。

3 展示スペースについて



ESSENCE
OF
JAPAN
MASTERY
COLLECTION

設置場所 (予定)



※ 今後変更の可能性があります。

Image by Showfields

3 展示スペースについて



ESSENCE
OF
JAPAN
MASTERY
COLLECTION

設置場所デザイン : Living Room (予定)

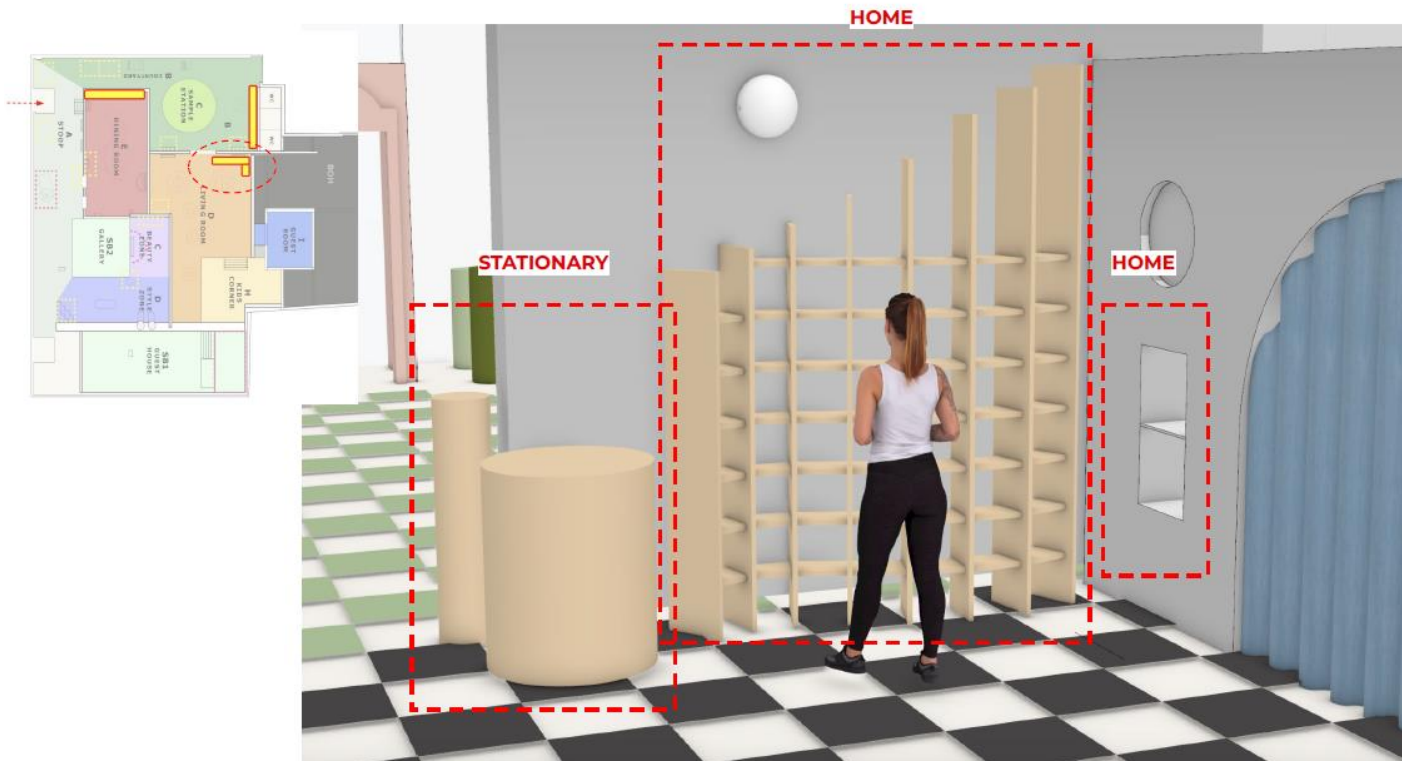


Image by Showfields

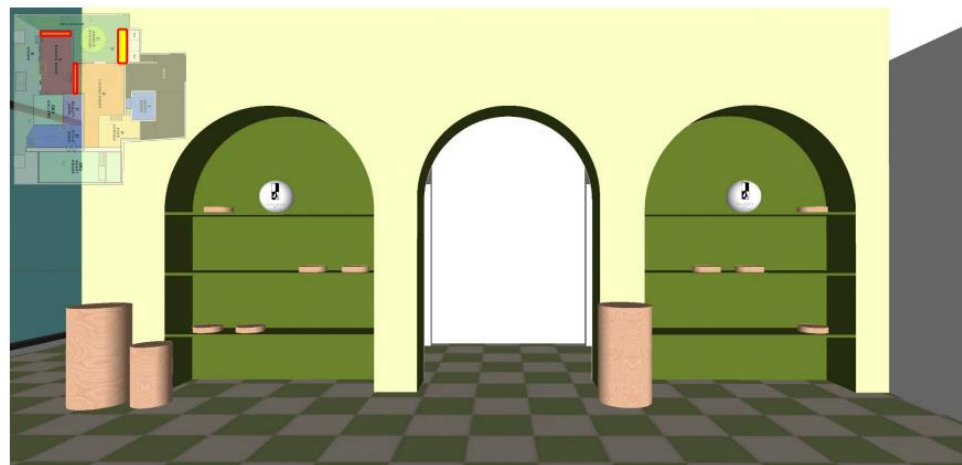
※ 今後変更の可能性があります。

3 展示スペースについて



ESSENCE
OF
JAPAN
MASTERY
COLLECTION

設置場所デザイン（予定）



※ 今後変更の可能性があります

Images by Showfields



実店舗における販売・ デジタルマーケティング

- 会期中のShowfields店舗内で各社の商品を販売・商品横にQRコードを設置し、各社ECサイトやWebサイトへの遷移を誘導
- 陳列台付近に設置されたAIカメラ及び各商品につけたデジタルタグを活用し、展示スペースへの立ち寄り・商品を手にとった人数・滞留時間等をAI分析
- データを取りまとめて分析、フィードバックレポートとして各社に提供
- **売れ残った商品については後日ジェトロ東京本部より着払いにて返送予定**



海外バイヤー・消費者向け 現地プロモーション

- 現地バイヤー・消費者をShowfieldsに誘導し商品を紹介、関心を示すバイヤーについては、マッチング・オンライン商談をアレンジ。
- 現地インフルエンサー等を起用し店舗プロモーションイベントを実施（予定）



SNS等を活用した デジタルマーケティング

- SNS広報（Showfields及びTAKUMI NEXTのInstagramアカウント等）
- Instagram、Facebook等のSNS広告を活用したShowfieldsへの集客

4 支援メニュー：来客者データの取得



ESSENCE
OF
JAPAN
MASTERY
COLLECTION

リアル店舗におけるデータ収集ではリアル×デジタルのスキームで、リアルとデジタルを用いて相互補完的にマーケティングデータを収集し、購買者・非購買者を合わせたデータを参加事業者へ還元。

POSデータ



- 購買者の購入商品
- 購買個数・価格などのデータを取得

購入者アプリデータ



- 来店者がDLするアプリ [Magic Wand App](#) を通じて、購入者の連絡先等を取得（予定）

定量
データ

定量
データ

各社向け
分析レポート

定性
データ

定量
データ

棚付近に設置された AIカメラ



- 棚前を通った人数
- 棚前で滞在した人数等、スペースごとの来客者データをAIカメラで計測し、ヒートマップで確認

各商品に付いたデジタルタグ

[Pick'n'Watch](#)のデジタルタグを各商品に付け、商品ごとに手に取った人数・時間等のデータを詳細に取得（予定）

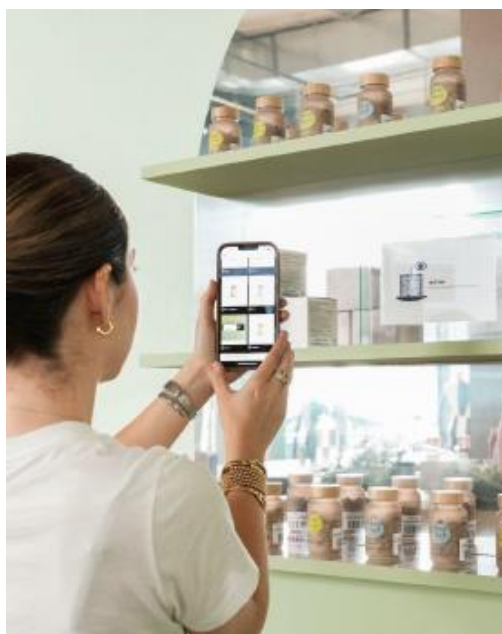
4 支援メニュー：実店舗におけるデジタルマーケティング



ESSENCE
OF
JAPAN
MASTERY
COLLECTION

Showfieldsの[Magic Wand App](#)内にTAKUMI NEXTページを設置し、QRコードを商品横に展示します。来店者はQRコードをスキャンし、商品をカートに入れることで購入が可能です。

※ 加えて、TAKUMI NEXTインスタグラムのQRコードも設置予定



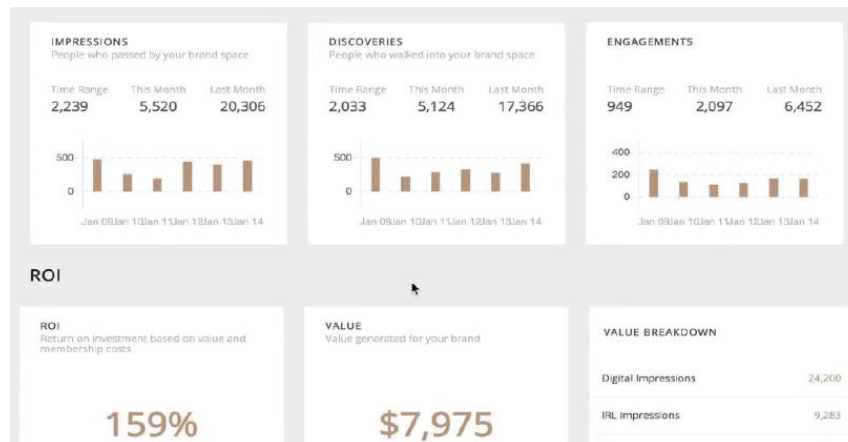
Images by Showfields

4 支援メニュー：取得データのフィードバック



ESSENCE
OF
JAPAN
MASTERY
COLLECTION

デジタルマーケティングで取得する定量データはジェットロで分析を行い、会期終了後に各社向けのレポートとしてご提供します。



各社向け分析レポート

- 会期中に取得した定量データ・定性データは各社毎に分析を行い、データからこういった示唆があるかを分析レポートとして会期終了後にご提案。
- アプリのカートシステムを利用して購入した人の連絡先は各社ごとに提供予定
- 個社のデータだけでなく、会期中の他社のデータと比較した相対的な立ち位置もご共有。（予定）

4 支援メニュー：海外バイヤー・消費者向け現地プロモーション

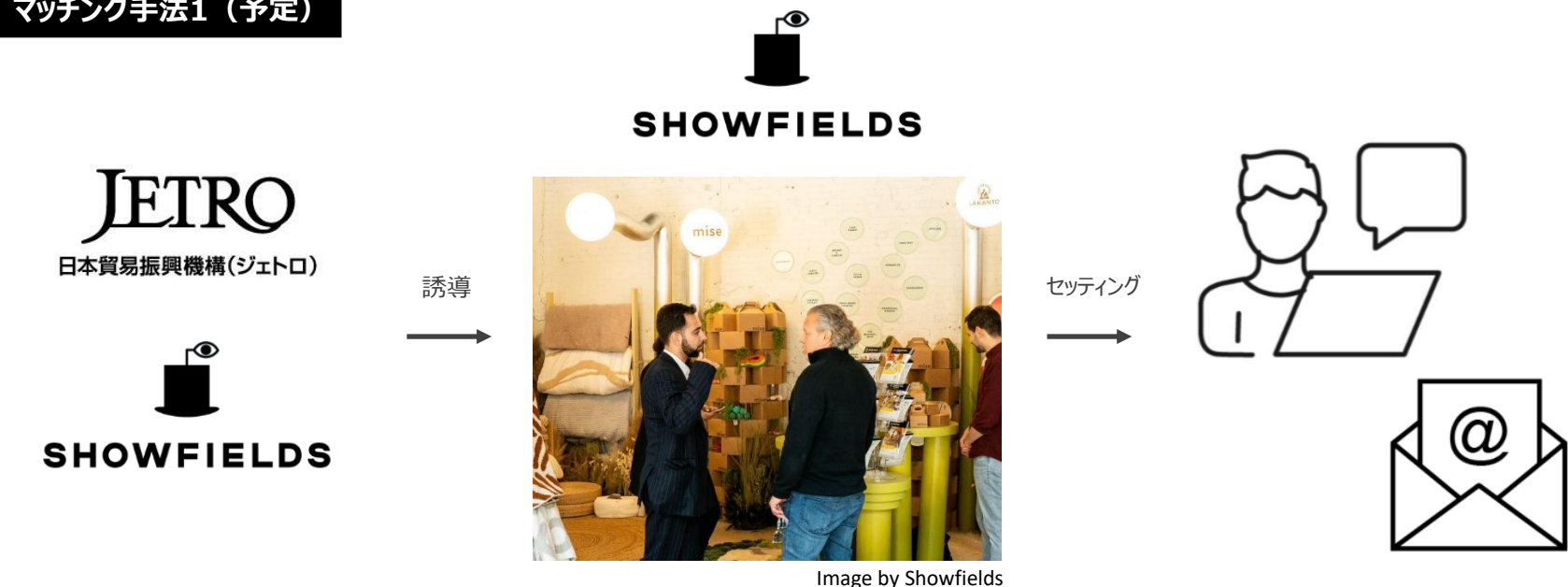


ESSENCE
OF
JAPAN
MASTERY
COLLECTION

会場での消費者への販売のみならず、現地バイヤーをターゲットとしたBtoBのマッチングを実施。
リアル・デジタル連動型のマッチングを行う。

※ 内容は変更の可能性があります

マッチング手法1（予定）



Showfieldsと連携し現地インフルエンサーを活用したプロモーションイベント等を実施。商品に対し関心をもつ現地バイヤーにアプローチ。

バイヤーをShowfieldsの店舗に誘導し、各企業の商品を閲覧いただき、オンライン商談希望のヒアリングを行う。

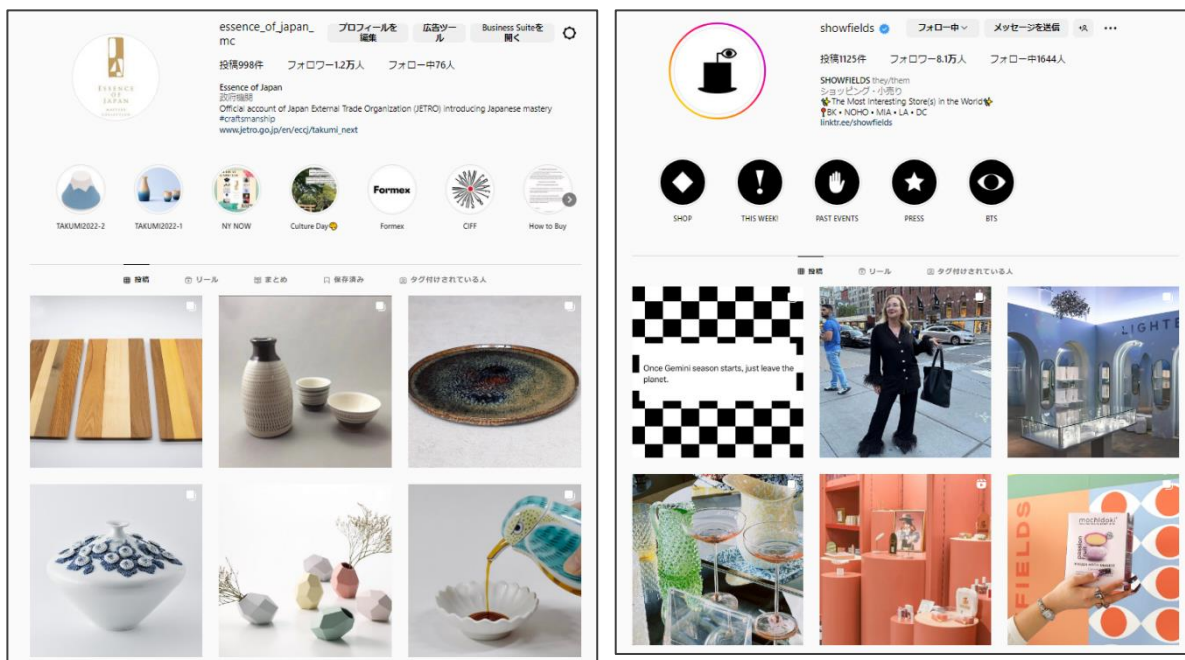
メールでの商談もしくは、ZOOMを使用したオンライン商談を実施。（オンライン商談を実施する場合、1回目の商談の通訳はJETROが手配）

4 支援メニュー：SNS等を活用したデジタルマーケティング

Showfieldsへの集客や出展企業の認知拡大のため、Showfields及びTAKUMI NEXTのSNSアカウントを使用した発信や、SNS広告を活用したデジタルマーケティングを実施。

※ 内容は変更の可能性があります

SNSアカウントでの発信



https://www.instagram.com/essence_of_japan_mc/

<https://www.instagram.com/showfields/>

Showfields及びTAKUMI NEXTのSNSアカウントでTAKUMI NEXTのプロジェクトを広報

Instagram、Facebook等の ターゲティング広告を活用した集客



↓
誘導



デジタル広告を活用し、ターゲット層の消費者にアプローチし、店舗への誘導を促す。

5 スケジュール

内容	完了日	出展企業	ジェトロ	Showfields
参加希望申込〆切	参加申込み：10月20日 商品情報登録：10月25日	○		
参加企業決定（採択通知）	11月初旬		○	○
インボイス・現地小売価格提出	11月17日	○		
商品（10-15ユニット）の発送 （ジェトロ東京本部着）完了	11月30日	○	○	○
販売開始	2024年1月初旬（予定）			○
BtoB向けプロモーションイベント	2月初旬（予定）		○	○
商品の追加発送※	売り切れた場合、随時	○	○	
販売終了	3月10日（予定）			○
売れ残り商品の返送（着払い）	事業終了後		○	○
各社への分析データ提供	事業終了後		○	○

※ 在庫が売り切れた場合の商品の追加発送にかかる費用（各社⇔Showfields間）及び売れ残った商品のジェトロ東京本部⇔各社間の返送費用は参加企業ご自身で負担いただきます。

6 お申込み資格

【対象企業】

- 「日本らしさ」「匠の技」など、日本の各地域の技術や生活文化の特色を生かした魅力ある商材を生産・販売し、海外への販売・テストマーケティングを希望する中小企業・小規模企業者であること。
 1. 中小企業の定義については、中小企業庁ウェブサイトをご参照ください。（詳細はこちら）
 2. 経済産業省の定める要件 ①資本金又は出資金が5億円以上の法人に、直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者ではないこと。②確定している（申告済みの）直近過去3事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えない中小・小規模事業者。※組合は、組合メンバーの2/3以上が中小企業の場合、支援対象。個人事業主中心の組合などの場合はお問い合わせください
- 商社や代理店など、製造者／生産者以外による申込みの場合は、製造者／生産者の承諾を得た上での共同提案とすること。

【対象品目】

- 参加商品が**Made in Japan**（生産・加工過程で2つ以上の国（地域）の材料を使用した場合、HS番号の4桁の変更を伴う加工または製造を最終的に行った国が日本であること）であること
- 参加商品が「ジャパンラグジュアリー」をイメージできるようなデザイン性の高いプロダクト製品であること（工芸品、日用品、文具、家具、アクセサリ、テーブルウェア、食器、カトラリー、キッチン用品、ファッション衣類・小物、その他）※ **食料品を除く**
- 販売開始までに商品が米国の輸入規制をクリアしていること。
- 商品メーカー、ブランドまたは商品そのものが、日本で商標登録されていることが望ましい。

【その他】

- オンラインツールを活用した事業に対応可能なこと。（Microsoft Teamsのオンライン会議・チャットアプリ、ZOOM等の使用を予定）
- **期日までに商品を計10-15ユニット（色・形などのバリエーションを含む）** ジェトロ東京本部まで発送できること。（送料は参加企業ご自身にご負担いただきます）指定された数量を超えて発送した場合、着払いで返送する旨にご同意いただけること。
- 現地（ニューヨーク）での販売小売価格（ドル建て、税込み）を期日までにご提出いただけること。
- 販売開始までに決済システムStripeにご登録されていることが望ましい。
- **出展にかかる免責事項（別添）に同意できること。**
- 以下の①～④を全て満たしていること。
 - ① 訴訟や法令順守上の問題を抱えている者ではないこと。
 - ② 応募者および所属機関の役員が、現在、反社会的勢力（反社会勢力の定義等は、ジェトロの「反社会的勢力への対応に関する規程」を参照）に該当せず、かつ関係を有しないこと。また将来にわたっても反社会的勢力との関係を持つ意思がないこと。
 - ③ 公序良俗に問題のある事業に係る応募でないこと。
 - ④ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条に規定する風俗営業等）に係る応募でないこと。

出展にあたる免責事項への同意について

本事業に参加いただくにあたっては、「Showfieldsにおけるデジタルマーケティング事業in NY：免責事項」（以下、免責事項）に同意いただく必要があります。免責事項の主な項目は次の通りとなりますが、**必ず事前に免責事項（別添）をお読みいただき、ご了承の上でお申込みいただけますようお願いいたします。**ジेटロでは、事業への申込をもって、免責事項の内容についても同意されたものとみなします。なお、ジेटロは、免責事項に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジेटロに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。また、免責事項に関して生じたShowfieldsとの紛争等についても、一切介在しませんので、予めご了承願います。

【免責事項内の主な項目】

1. 製品について、店舗内での展示用と販売用と合わせて**計10-15ユニット（色・サイズ等のバリエーションを含む）**を指定日までに国内指定場所（ジेटロ東京本部を予定）へ発送いただく必要があります。なお、**残った在庫と展示サンプルについては、事業終了後に着払いで返送されます。**
2. 製品は店舗内で販売され、その売上額（小売価格は、原則、日本企業が決定できます）は全額、日本企業に支払われます。**ただし、Showfields店舗における決済手数料（販売価格の2.9%+10セント/商品）および税金は差し引かれます。事前の買取ではなく委託販売方式となります。**なお、消費者からの返品については、Showfields社の返品ポリシーに沿って処理され、本事業終了後に在庫とあわせて返送されます。
3. 事業成果把握のためにJETRO事務局が行うアンケート等を通じて、海外展開に繋がる商談成約およびその見込みについて報告し、事業成果普及へのご協力ください。
4. 製品を輸送するにあたり、製品登録等の輸入関連手続きが必要となる場合があり、その場合には、必要となる書類等の提出を依頼させていただきます。
5. 商品情報や企業情報等、販売に必要な情報について、先方が指定するフォームにて期日までにご回答いただく必要があります。



1. 自社商品のテストマーケティング・商談を目的としない企業による参加は認められません。
2. 「Showfieldsにおけるデジタルマーケティング事業in NY：免責事項」を必ずご一読いただき、同意ください。
3. ジェトロが企業ロゴマーク、会社概要、会社写真、会社動画などをバイヤー招致のために活用することに同意ください（ジェトロが掲載する情報および実施する広告・宣伝活動などによって生ずる参加者の損害および不利益などについて、ジェトロは一切その責任を負いません）。
4. 本事業の成果把握などのためにジェトロが実施するアンケート・商談記録の提出に必ずご協力ください。（参加者の企業名や商品情報を含む本事業結果および各種調査結果を公表させていただく場合がございます。）
5. 本募集要項に記載している事業詳細については、今後変更する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
6. 新型コロナウイルスの感染拡大の影響および現地情勢などの諸般の事情に鑑み、ジェトロの判断により中止、延期または内容が変更となる場合がありますのであらかじめご承知おきください。また、同様の理由につき、商談用サンプルについてもバイヤーがサンプル設置場所へ訪問できない等の場合は輸送自体を中止、または同様の理由により輸送後でもバイヤーがサンプルを見ることができなくなる場合がありますのであらかじめご承知おきください。本事業が中止または延期となった場合においても、本事業への参加のために参加者が支出した費用や本事業の中止または延期に起因、関連する一切の損害については、ジェトロはこれを負担しません。
7. 上記については、それぞれ、その後も現地情勢等の諸般の事情の変化により、変更になる場合があります。
8. 参加者は参加権を転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。
9. ジェトロでは、出品物等の知的財産権に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負いかねます。必要に応じて自己の責任及び経費負担のもと、事前に知的財産権の保護対策を行ってください。
10. ジェトロの責任に帰すことのできない事由による参加者と商談者のトラブルについては、一切責任を負いかねます。

8 審査基準



参加企業の決定に際しては、下記審査項目を総合的に判断いたします。

※ 選考結果の詳細につきましては公表しておりませんので、予めご了承ください。

【審査担当者】

- Showfields
- TAKUMI NEXT 事務局（ジェトロ デジタルマーケティング課）
- ジェトロ ニューヨーク事務所担当者

【審査項目】

- ① Japan Streetに掲載された商品画像・商品説明・企業説明・SNS情報等に基づく商品の機能・ストーリー・デザインの新規性・競合優位性
- ② 海外販売・本事業参加に係る体制が整っていること
（オンライン商談に対応可能な担当者がある等）

※ Stripe登録状況・越境EC取り組み状況など本事業との親和性は加点要素となります。

**■ STEP 1 本募集要項・「TAKUMI NEXT2023募集要項」の確認**

本募集要項に記載の内容を必ずご一読ください。

■ STEP2 「Showfieldsにおけるデジタルマーケティング事業in NY：免責事項」への同意

記載の内容を必ずご一読ください。

■ STEP3 イベント申し込み：～10月20日（金）〆切

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0063921X>

■ STEP4 Japan Streetへの商品情報のご登録・修正：～10月25日（水）〆切

本事業の参加にはJapan Streetへの商品登録が必要となります。Japan Streetとは、ジエトロの基準を満たす限られた海外の有力バイヤーのみが閲覧可能なオンラインカタログサイトです。

参考：https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

STEP3：イベント申し込みの完了次第、Japan Street事務局（jetro_japanstreet@jetro.go.jp）が貴社のJapan Streetご登録状況を確認し、メールでご連絡します。

メールの案内に沿って、商品の情報をご確認・新規ご登録ください。

STEP 1～4の全ての手続きが終わりましたら、お申し込み完了となります。

締切：2023年10月25日（水）17：00

1. 参加者の資格

- (1) 我が国の貿易業者、生産業者等（工業会、輸出入組合及びこれに類する貿易関係団体並びに地方公共団体等は除く。）商社や代理店など、製造者／生産者以外による申込みの場合は、製造者生産者の承諾を得た上での共同提案を行うこと。
- (2) 前項に該当する者であっても、過去にジェットロに損害を与えたことがあると判明した場合、意見が異なるなどにより本事業の実施に支障をきたすこととなるとジェットロが判断した場合、その他ジェットロが適当でないと認めた場合、参加者の資格を有しないものとします。

2. Showfieldsでの販売・展示物

- (1) 次に該当する物は禁止又は制限します。
 - (a) 我が国の輸出入関係法規で規制する物
 - (b) 特許権、意匠権、商標権、実用新案権、著作権その他の知的財産権を侵害する物、あるいはその恐れがある物
- (2) 上記(a)(b)に該当する等、ジェットロが掲載物を不適当と判断した場合は、参加物を取り下げてくださいよう依頼します。
- (3) 掲載商品が我が国の関税法により輸出が禁止されているものでないこと。外国為替および外国貿易法などの関税関係法令以外の規定により、輸出に関して許可・承認等を必要とする場合には、参加者の責任において事前に必要な許可等を取得することを保証いただきます。

3. 参加料金

- (1) 参加料金は、「無料」です。
- (2) 支援サービスには、次のメニューが含まれます。
 - ① 実店舗における販売・デジタルマーケティング
 - ② 取得データに基づいたフィードバックレポートの提供
 - ③ SNS等を活用したデジタルプロモーション

- ④（1回目の発送につき）商品の日本国内指定場所⇔Showfieldsへの輸送費（各社⇔日本国内指定倉場所の輸送費、2回目以降の追加発送費（各社⇔Showfields）、売れ残った商品のジェットロ東京本部⇔各社間の輸送費については参加企業ご自身で負担いただきます。）

(3) 支援サービス以外の経費

資料作成に係る翻訳費や通信費、通訳費ほか、参加にあたり上記（2）に記載する支援メニュー以外にかかる経費は参加企業ご自身で負担いただきます。

4. 参加の取り決め

- (1) 参加希望連絡は、本案内が定める期日までに、本案内および以下に指定する方法にて行うものとします。
- (2) 本事業の参加対象はJapan Streetにご登録された企業です。Showfieldsより引き合いのあった企業に対して、参加希望の確認連絡を行います。
- (3) 参加申込以降、参加者の都合で参加の取り消しをする場合は、速やかにジェットロに連絡をすることとします。自己都合によるキャンセルは、今後ジェットロが実施する事業の選考等において考慮される場合があります。
- (4) 参加承諾、取り決めの無効及び解除

ジェットロは、参加者が本募集要項にて規定する各条件に違反したと判断した場合、参加の承諾、取り決めをしたときも含めて何時でも、催告なしにそれらを無効及び解除とすることができます。この場合、ジェットロに生じた一切の損害（直接の損害額に加え、ジェットロが当該参加に起因又は関連して支出した費用（見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家に係る費用等を含むが、これに限らない）を請求いたします。但し、参加者は参加の無効に起因し又は関連して生じた如何なる損害についても、ジェットロにこれを賠償請求できないものとします。

6. キャンセルポリシー

- (1) 参加希望連絡の確認後は、原則としてキャンセルは受け付けておりません。
- (2) やむを得ない事情で参加を取りやめたい場合は、速やかにジェットロデジタルマーケティング課 (DNA-project@jetro.go.jp) あてにご連絡ください。

7. 事業の中止等

- (1) ジェットロは次号などの場合、本事業の開催を取りやめることが出来るものとします。
 - ① 戦争、政情不安、天災、感染症、その他ジェットロの責任に帰することの出来ない事由により展示会が中止となった場合、または本事業の開催が困難となった場合
 - ② 事業期日、方法等の条件に変更があった場合
 - ③ 外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、ジェットロとしての事業実施が不適當もしくは不可能となった場合
- (2) 前号の場合、準備に要した経費や事業の変更・延期・中止に起因・関連する一切の損害について、ジェットロはこれを負担しません。

8. 定めのない事項の発生

- (1) 本案内に定めのない事項が発生した場合、ジェットロはその対策を決定することができるものとします。
- (2) 前号の場合、ジェットロはすみやかに参加者に通知するものとし、参加者はジェットロの決定した対策に従うものとします。

9. 反社会勢力の排除

- (1) 参加者は、ジェットロに対し、現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいう。）ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
 - ① 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。

- ② 反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること。
- ③ 反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- ④ 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること。
- ⑤ 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、及び、今後行う予定があること。
- ⑥ 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。

イ 暴力的な要求行為。

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。

ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてジェットロの信用を毀損し、またはジェットロの業務を妨害する行為。

ホ 前各号に準ずる行為。

- ⑦ その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。

- (2) 出品者が、前項9.(1)の表明及び保証に違反することが判明した場合、ジェットロは事前の通知等なしに、Showfieldsでの販売・展示の取り決めに解除できることとします。なお、この場合、参加者からの償還請求には応じられません。
- (3) 前項9.(2)の定めに基づき、Showfieldsでの販売・展示の取り決めに解除した場合、参加者は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についてもジェットロに請求できないこととします。
- (4) 上記9.(2)の定めに基づく解除の有無にかかわらず、参加者が、上記9.(1)の表明及び保証に違反したことに起因してジェットロに損害が生じた場合、ジェットロはその被った損害について参加者に対し賠償請求が可能なこととします。

10. 係争

この要綱に関する係争は日本法に準拠して解釈されるものとし、東京地方裁判所をもって、第1番の専属的合意管轄裁判所とします。

11. 免責

(1) ジェトロは本事業に起因又は関連して生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。ただし、ジェトロの故意に基づく行為による場合は、この限りではありません。

(2) 本事業にて万一、参加者や購入者等が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切その責任を負いません。7.「事業の中止等」及び8.「定めがない事項の発生」の場合、これによって生ずる参加者の損害及び不利益等について、ジェトロは一切その責任を負いません。また、参加にあたり規制の変更・強化があった場合は、参加ができなくなるケースが発生した場合も、ジェトロはその責任を負いません。

(3) 本案内および参加要綱に定めのない事項に関しては、ジェトロがその対応を決定するものとします。

(4) 本事業は、Showfieldsにおけるデジタルマーケティング事業 in NY」へ参加するものですが、全体事業スキームは変更になる場合があります。

(5) 商談進捗状況の確認・実績報告書・アンケートへご協力いただけない場合には、ジェトロの支援を中止する場合があります。また、今後ジェトロが実施する事業の選定等において考慮される場合があります。

(6) 本事業への参加にあたって使用する各種アプリケーションの利用に伴い発生した個人情報流出や、PC・その他関連機器の故障等に関連する一切の損害について、ジェトロはこれを負担しません。

(7) 各種アプリケーションの提供についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。

(8) 本事業で提供するマニュアルや映像などの各種コンテンツ（以下「コンテンツ」といいます。）は、本事業参加の用途のみにご利用ください。コンテンツを著作権者の許諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は刑事責任を問われる可能性があります。

(9) 本事業の商談時の様子の録画、複製（ダウンロードのほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等は、目的の如何を問わず、お断りさせていただきます。

(10) 本事業の商談時の様子を商談相手等の許諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、商談相手等の肖像権等を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。

(11) お客様がご使用のPC環境、インターネット回線の状況等が、関連アプリケーションの動作に必要な要件を満たしているか、ご確認ください。かかる環境次第では、商談画面の停止等が発生し、正常に参加できないことがあります。なお、ジェトロは、各種アプリケーションについての技術的なお問い合わせにつきましてはご回答いたしかねます。

(12) ジェトロは、相当と判断する場合には、本事業の実施を予告なく打ち切ることがあります。

(13) 本事業の参加に際して提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェトロ内のデータベースに登録し、関連事業、ジェトロからの連絡のために利用します。提出いただいた情報のうち、社名、ホームページアドレス、商品名、商品写真、商品分類、商品用途及び国内小売価格をバイヤーに提示し、ジェトロが日本商品を所望するバイヤーに紹介するために利用します。



ESSENCE
OF
JAPAN
MASTERY
COLLECTION



お問い合わせ先

デジタルマーケティング部 デジタルマーケティング課
(担当：柴田、牧野、伊藤、野崎)

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

Email: DNA-project@jetro.go.jp

もしくは Teamsにて問い合わせください。

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)